

松戸市監査委員告示第3号

監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を別紙のとおり公表する。

平成29年3月10日

| | |
|---------|------|
| 松戸市監査委員 | 牧野英之 |
| 同 | 三好徹 |
| 同 | 石井勇 |
| 同 | 鈴木大介 |

平成 28 年度

行政監査報告書

松戸市監査委員

目 次

| | | |
|---------|-----------------------------|----|
| 第 1 | 監査の種別 | 1 |
| 第 2 | 監査のテーマ及び目的 | 1 |
| 1 | 監査のテーマ | 1 |
| 2 | 監査の目的 | 1 |
| 第 3 | 監査の対象範囲 | 1 |
| 第 4 | 監査の実施期間 | 2 |
| 第 5 | 監査の方法 | 2 |
| 第 6 | 監査の項目及び着眼点 | 2 |
| 1 | 防災備蓄倉庫 | 2 |
| 2 | A E D | 2 |
| 第 7 | 防災備蓄倉庫及びA E D（自動体外式除細動器）の概要 | 3 |
| 1 | 防災備蓄倉庫の概要 | 3 |
| 2 | A E D（自動体外式除細動器）の概要 | 17 |
| 第 8 | 監査の結果 | 33 |
| 1 | 防災備蓄倉庫の管理状況について | 33 |
| 2 | A E D（自動体外式除細動器）の管理状況について | 35 |
| む す び | | 41 |
| < 資 料 > | | 44 |

第1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

第2 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

防災備蓄倉庫及びAED（自動体外式除細動器）の管理状況について

2 監査の目的

平成23年3月に発生した東日本大震災は、死者15,894人、行方不明2,558人、全壊半壊の建物被害400,381戸（平成28年6月10日警察庁緊急災害警備本部広報資料）などの甚大な被害をもたらした。また、平成28年4月には平成28年熊本地震が発生し、熊本県、大分県などを中心に九州地方の広い範囲で死者や家屋の倒壊、火災、土砂災害などの被害が多数確認されている。

地震等の災害が発生した場合、災害発生直後における食糧や生活必需品等を確保することは、災害発生初期の円滑な救援救護活動を行ううえで極めて重要なことである。松戸市でも、必要な資機材・生活必需品等を市内に適正配置するための施設として、「松戸市地域防災計画」に基づき市内43か所に防災備蓄倉庫を設置している。（平成28年6月現在）

AEDについては、平成16年7月から医師や救急救命士だけでなく一般市民にもAEDの使用が認められることとなり、市民が使用することを想定して公共施設などにAEDが多く設置されている。松戸市でも、市内各所に設置を促進し「救急救命ステーション」と名付けて「救急救命ネットワーク」づくりを進めているところである。

いずれも突発的な事態に対応するために使用されるもので、防災備蓄倉庫については、倉庫や物資の管理が適切に行われているか、備蓄等に対する周知は図られているかについて、AEDについては日常の点検や市民への情報発信等について適切に行われているか、職員が操作方法を習得しているかを検証し、今後の改善に資することを目的に監査を実施する。

第3 監査の対象範囲

平成28年6月30日現在、市有施設に設置している防災備蓄倉庫及びAED

第4 監査の実施期間

平成28年8月12日から平成29年1月19日まで

第5 監査の方法

所管課から監査調書及び関係書類の提出を求め審査するとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員のヒアリングを実施した。

第6 監査の項目及び着眼点

1 防災備蓄倉庫

- (1) 施設の管理について
 - ア 設置場所は適切か。
 - イ 鍵の管理は適切か。
- (2) 備蓄品の管理及び保管について
 - ア 備蓄・調達計画を定めているか。
 - イ 備蓄品の機能、品質は確保されているか。
 - ウ 数量管理は適切に行われているか。
- (3) 設置場所などの情報発信について
 - ア 市民への備蓄等に対する周知は十分図られているか。

2 AED

- (1) 日常点検等について
 - ア 日常点検が適切に実施されているか。
 - イ 消耗品の使用期限管理は適切に行われているか。
- (2) 操作方法の研修について
 - ア 職員等に対する操作方法の習得が適切に行われているか。
- (3) 設置場所等の情報発信について
 - ア 設置場所の表示が適切に行われているか。
 - イ 情報提供（関係機関への登録を含む。）が適切になされているか。
- (4) その他
 - ア 設置状況（設置場所等）は適切か。

第7 防災備蓄倉庫及びAED（自動体外式除細動器）の概要

1 防災備蓄倉庫の概要

(1) 拠点備蓄倉庫と分散備蓄倉庫について

災害時における被災者救護及び市災害対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な資機材・生活必需品等を市内に適正配置するための施設として、現在まで市内に拠点備蓄倉庫を4か所、分散備蓄倉庫を39か所設置している。今後は分散備蓄を推進するため、全市立小中学校にコンテナ型の分散備蓄倉庫を設置する予定となっている。

なお、平成28年6月末日現在の整備状況は、市立小学校45校のうち27校（整備率60.0%）、市立中学校20校のうち8校（整備率40.0%）である。詳細については表1-(1)-1及び表1-(1)-2のとおりである。

「松戸市地域防災計画」では震-21「減災目標」の中で平成32年を達成期限として、食料備蓄率100%を目標値としている。また、震-37「防災施設の整備」として、避難所となる全市立小中学校への分散備蓄倉庫の整備を推進している。

表1-(1)-1（拠点備蓄倉庫4か所）

| | 倉庫名 | 設置場所 | | 設置年度 |
|---|----------|---------------|--------------|--------|
| 1 | 上本郷防災倉庫 | 松戸運動公園 | 66.0 平方メートル | 昭和57年度 |
| 2 | 主水新田防災倉庫 | 新松戸クリーンセンター跡地 | 70.0 平方メートル | 昭和60年度 |
| 3 | 紙敷防災倉庫 | 東部クリーンセンター | 72.0 平方メートル | 昭和61年度 |
| 4 | 西馬橋防災倉庫 | 西馬橋相川公園 | 521.4 平方メートル | 平成元年度 |

上本郷防災倉庫



主水新田防災倉庫



紙敷防災倉庫



西馬橋防災倉庫



拠点備蓄倉庫については鍵・扉の故障、階段の損傷など倉庫の一部に破損があるものがみられた。また、西馬橋防災倉庫は地下施設であり上部は公園となっているが、換気口周りのフェンスが破損していた。



施錠状態で扉に隙間あり（主水新田防災倉庫）



階段に破損箇所あり（上本郷防災倉庫）



フェンス破損（西馬橋防災倉庫）

表 1-(1)-2 (分散備蓄倉庫 39 か所)

| | タイプ | 設置場所 | 設置年度 |
|----|---------------------|--------------------------------|----------|
| 1 | コンテナ型 (小学校 : 26 か所) | 柿ノ木台小学校 | 平成 元年度 |
| 2 | | 梨香台小学校 | 平成 元年度 |
| 3 | | 古ヶ崎南小学校跡地 | 平成 2 年度 |
| 4 | | 常盤平第三小学校 | 平成 2 年度 |
| 5 | | 新松戸南小学校 | 平成 3 年度 |
| 6 | | 松飛台小学校 | 平成 3 年度 |
| 7 | | 馬橋小学校 | 平成 4 年度 |
| 8 | | 大橋小学校 | 平成 4 年度 |
| 9 | | 横須賀小学校 | 平成 5 年度 |
| 10 | | 上本郷第二小学校 | 平成 5 年度 |
| 11 | | 高木第二小学校 | 平成 5 年度 |
| 12 | | 貝の花小学校 | 平成 6 年度 |
| 13 | | 稔台小学校 | 平成 7 年度 |
| 14 | | 六実小学校 | 平成 7 年度 |
| 15 | | 八ヶ崎小学校 | 平成 13 年度 |
| 16 | | 六実第二小学校 | 平成 14 年度 |
| 17 | | 古ヶ崎小学校 | 平成 16 年度 |
| 18 | | 小金北小学校 | 平成 20 年度 |
| 19 | | 幸谷小学校 | 平成 22 年度 |
| 20 | | 常盤平第二小学校 | 平成 23 年度 |
| 21 | | 六実第三小学校 | 平成 24 年度 |
| 22 | | 小金小学校 | 平成 24 年度 |
| 23 | | 南部小学校 | 平成 25 年度 |
| 24 | | 栗ヶ沢小学校 | 平成 26 年度 |
| 25 | | 新松戸西小学校 | 平成 26 年度 |
| 26 | | 中部小学校 | 平成 27 年度 |
| 27 | コンテナ型 (中学校 : 8 か所) | 根木内中学校 | 平成 元年度 |
| 28 | | 小金北中学校 | 平成 11 年度 |
| 29 | | 第四中学校 | 平成 15 年度 |
| 30 | | 第五中学校 | 平成 18 年度 |
| 31 | | 第一中学校 | 平成 24 年度 |
| 32 | | 小金中学校 | 平成 24 年度 |
| 33 | | 第三中学校 | 平成 25 年度 |
| 34 | | 第二中学校 | 平成 27 年度 |
| 35 | 余裕教室 (小学校 : 1 か所) | 矢切小学校 | 平成 11 年度 |
| 36 | その他 (4 か所) | 五香消防署内 (13.65 平方メートル) | 平成 14 年度 |
| 37 | | 稔台 (太陽公園地下) (450.05 平方メートル) | 平成 12 年度 |
| 38 | | 八ヶ崎市民センター (10.92 平方メートル) | 平成 18 年度 |
| 39 | | 五香市民センター (25.8 平方メートル) | 平成 18 年度 |

コンテナ型 小学校



コンテナ型 中学校



余裕教室 矢切小学校



その他 五香消防署内



その他 稔台（太陽公園地下）



その他 八ヶ崎市民センター



その他 五香市民センター



分散備蓄倉庫については、コンテナ型倉庫の扉や壁面に凹みや穴等のあるものが散見された。また、一部の倉庫では防災倉庫の表示が消えているものや、錆びによる腐食があるものが見受けられた。



倉庫扉に凹みや穴があいている



倉庫扉が歪んでいる



錆びによる腐食がある



倉庫の表示が消えている



(2) 分散備蓄倉庫等の備蓄品について

大規模災害による被災想定人員を基に非常用食料、情報処理伝達・医療・避難救出等の応急活動資器材を備蓄している。

表 1-(2) (備蓄品一覧)

| 物資区分名 | 物資名 | 備蓄数量 | 備考 |
|-----------|-----------------------|-------|----------|
| 食料 | ビスケット | 84 缶 | 840 人分 |
| | アルファ米 | 16 箱 | 800 食 |
| | ペットボトル飲料水(500 ミリリットル) | 3 箱 | 1 箱 24 本 |
| 機材 | 発電機 | 2 台 | |
| | 簡易水槽 (1 トン) | 1 基 | |
| | 投光機一式 (三脚付) | 4 台 | |
| | コードリール | 2 個 | |
| | トランジスターメガホン | 4 個 | |
| | 強力ライト | 4 個 | |
| | 担架 | 3 台 | |
| | 組立リヤカー | 1 台 | |
| | 防水シート | 30 枚 | |
| | ガソリン携行缶 (10 リットル) | 2 缶 | |
| | カセットボンベ式発電機 | 1 台 | |
| | 居住関係 ポリタンク (18 リットル) | 20 個 | |
| | プラスチックコップ | 800 個 | |
| 居住関係 | ポリタンク (10 リットル) | 2 個 | |
| | ローソク | 20 本 | |
| | バスタオル | 100 本 | |
| | 給食用パック | 100 本 | |
| | ビニール手袋 | 5 個 | |
| | ゴミ袋 (可燃用) | 10 枚 | |
| | ゴミ袋 (不燃用) | 100 枚 | |
| | 軍手 | 50 双 | |
| | トラロープ | 2 巻 | |
| | パーテーション | 15 機 | |
| プライベートルーム | 2 機 | | |
| 寝具 | 毛布 | 150 枚 | |
| 衛生用品 | 石鹼 | 20 個 | |
| | 哺乳ビン | 10 本 | |
| | トイレットペーパー | 200 巻 | |
| | 簡易組立式トイレ | 30 個 | |
| | 障害者用組立トイレ | 1 個 | |
| | 組立トイレ | 3 個 | |
| | 小物入れ | 2 個 | |
| | 哺乳ビン用替え乳首 | 5 個 | |
| | 簡易トイレ | 2 個 | |
| | パーソナルテント | 1 個 | |

ビスケット



アルファ米



発電機



カセットボンベ式発電機



投光機



コードリール



トランジスターメガホン



組立リヤカー



ガソリン携行缶



毛布



簡易組立式トイレ



組立トイレ



一部の倉庫でカセットボンベ等の危険物の保管や、使用期限等の過ぎた備蓄品が見受けられた。

また、安全な避難所を迅速に開設・運営するため小中学校等に配備されている避難所開設キットが、梱包されたままなど速やかに使える状態ではないものがあった。



消費期限切れ



カセットポンペを倉庫内で保管



避難所開設キットが梱包されたまま（結束バンドで留められている）

(3) 災害時応援協定について

大規模な災害の発生時に迅速で的確な対応をとるために、行政機関、民間団体、災害関係機関等と災害時応援協定を締結している。

協定は、行政機関との間で 19 協定、延べ 158 機関と協定を結んでおり、平成 28 年 10 月に発生した鳥取県中部地震の際には、協定に基づき水及び食料を倉吉市に送っている。また、民間団体等との間で 66 協定、延べ 90 団体と協定を結んでいる。

表 1-(3)-1 (行政機関との協定)

平成 28 年 6 月 30 日現在

| 協定数 | 協定名 | 協定相手 | 協定 機関数 |
|-----|------------------------------|------------------|-----------|
| 1 | 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 | 千葉県下市町村 | 54 |
| 2 | 災害時における東葛飾地域市町村間の相互応援に関する協定 | 東葛飾地区 | 9 |
| 3 | 災害時における相互応援に関する協定書 | さいたま市 | 1 |
| 4 | 千葉県広域消防相互応援協定書 | 千葉県下消防本部 | 31 |
| 5 | 消防相互応援協定 (東京都) | 東京都 | 1 |
| 6 | 消防相互応援協定 (鎌ヶ谷市) | 鎌ヶ谷市 | 1 |
| 7 | 消防相互応援協定 (流山市) | 流山市 | 1 |
| 8 | 消防相互応援協定 (柏市) | 柏市 | 1 |
| 9 | 消防相互応援協定 (市川市) | 市川市 | 1 |
| 10 | 消防相互応援協定 (三郷市) | 三郷市 | 1 |
| 11 | 千葉県水道災害相互応援協定 | 千葉県下水道事業者 | 49 |
| 12 | 緊急応援給水に関する協定書 | 千葉県 | 1 |
| 13 | 緊急応援給水に関する業務協定 | 流山市 | 1 |
| 14 | 災害時における松戸駐とん地の使用に関する協定 | 自衛隊松戸駐屯地 | 1 |
| 15 | 災害時の情報交換に関する協定 | 国土交通省 関東地方整備局 | 1 |
| 16 | 災害時における相互応援協定 | 愛知県小牧市 | 1 |
| 17 | 災害時における相互応援協定 | 富山県高岡市 | 1 |
| 18 | 災害時における相互応援協定 | 鳥取県倉吉市 | 1 |
| 19 | 災害時における相互応援協定 | 東京都葛飾区 | 1 |

表 1-(3)-2 (民間団体等との協定)

平成 28 年 6 月 30 日現在

| 協定数 | 協定名 | 協定相手 |
|-----|--------------------------|---------------------|
| 1 | 災害時における物資供給に関する協定書 | 松戸商工会議所大型店懇談会 |
| 2 | 〃 | 山崎製パン (株) 松戸工場 |
| 3 | 〃 | 東京千住青果 (株) 東葛支社 |
| 4 | 〃 | 東京シティ青果 (株) 千葉支社 |
| 5 | 〃 | とうかつ中央農業協同組合 |
| 6 | 〃 | イオン (株) イオン北小来店 |
| 7 | 〃 | (株) マツモトキヨシ |
| 8 | 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書 | 生活協同組合コープみらい |
| | 〃 | 生活協同組合 パルシステム千葉 |
| | 〃 | 生活クラブ生活協同組合 |
| 9 | 災害時における応急給食に関する協定書 | 松戸保健所管内食品衛生協会 |
| 10 | 災害時における寝具の供給に関する協定書 | (株) 伊賀屋 |
| 11 | 災害時における飲料水運搬用器材提供に関する協定書 | 合同酒精 (株) 東京工場 |
| 12 | 〃 | 宝酒造 (株) 松戸工場 |

| 協定数 | 協定名 | 協定相手 |
|-----|---|--------------------------|
| 13 | 災害時における飲料水等の供給の協力に関する協定書 | 山崎製パン（株）松戸工場 |
| 14 | 〃 | 宝酒造（株）松戸工場 |
| 15 | 〃 | マブチモーター（株） |
| 16 | 〃 | （株）的場製館所 |
| 17 | 〃 | 松戸建設業協同組合 |
| 18 | 〃 | 利根コカ・コーラ ボトリング（株） |
| 19 | 〃 | （株）伊藤園 |
| 20 | 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 | （株）ゼンリン |
| 21 | 松戸市災害時医療救護活動についての協定書 | （一社）松戸市医師会 |
| 22 | 松戸市災害時歯科医療活動に関する協定書 | （公社）松戸歯科医師会 |
| 23 | 災害時における医療救護活動についての協定書 | （一社）松戸市薬剤師会 |
| 24 | 災害時における飲料水の水質検査に関する協定書 | （一社）松戸市薬剤師会 |
| 25 | 松戸市災害時応急救護活動についての協定書 | （社）千葉県接骨師会松戸支部 |
| 26 | 災害時における燃料の供給に関する協定書 | 千葉県石油商業協同組合 松戸支部 |
| 27 | 〃 | （社）千葉県LPガス協会 松戸支部 |
| 28 | 災害時における道路、橋梁等の応急修理、障害物の除去その他の応急措置等に関する協定書 | 松戸市建設業協同組合 |
| 29 | 災害時における公共施設内電気設備の応急復旧対策の協力に関する協定書 | 松戸市電業協会 |
| 30 | 災害時における応急建設業務に関する協定書 | 松戸建築組合 |
| 31 | 災害時における公共施設の応急補修、応急仮設住宅の建設、その他の応急対策の協力に関する協定書 | 全建総連千葉土建 一般労働組合松戸支部 |
| 32 | 災害時における指定避難場所生活関連施設の整備に関する協定書 | 松戸鳶工業組合 |
| 33 | 災害時における木材の提供に関する協定書 | 松戸鎌ヶ谷木材同業組合 |
| 34 | 災害時における航空機出動に関する協定 | 朝日航洋（株） |
| 35 | 災害時における搬送活動及び情報提供に関する協定書 | 松戸地区タクシー運営委員会 |
| 36 | 〃 | 京成バス（株） |
| 37 | 〃 | 松戸新京成バス（株） |
| 38 | 〃 | 東武バスイースト（株） |
| 39 | 災害時における輸送業務に関する協定書 | 赤帽首都圏軽自動車 運送協同組合千葉県支部 |
| 40 | 〃 | （社）千葉県トラック協会 松戸支部 |
| 41 | 災害時における葬祭物資の供給等に関する協定書 | 松戸市葬祭業同業組合 |
| 42 | 〃 | （社）全日本冠婚葬祭互助協会 |

| 協定数 | 協定名 | 協定相手 |
|-----|------------------------------------|---------------------------|
| 43 | 災害時における応急活動の協力に関する協定書 | 特定非営利活動法人千葉レスキューサポートバイク |
| 44 | 災害時における応急活動の相互協力に関する覚書 | 郵便事業（株） 松戸支店 |
| 45 | 災害時における施設等の提供協力に関する協定書 | 松戸公産（株） |
| 46 | 障害者等を対象とした避難所施設使用に関する協定書 | 千葉県立松戸特別支援学校 他2校 |
| 47 | 災害時における二次福祉避難所の開設及び運営に関する協定書 | （社福）緑風会 緑風園 他18施設 |
| | 〃 | （社福）陽光会 東松戸ヒルズ |
| 48 | 災害時における一時避難場所等の提供に関する覚書 | 国立大学法人千葉大学 |
| 49 | 災害時における被災者探索及びし尿の収集運搬等の応急活動に関する協定書 | 松戸環境整備事業協同組合 |
| 50 | 災害時における葬祭物資の供給等に関する協定書 | 千葉中央葬祭業協同組合 |
| 51 | 大規模災害時等における協力体制に関する基本協定 | 学校法人日通学園 流通経済大学 |
| 52 | 災害発生時における放送要請に関する協定 | （株）JCN コアラ葛飾 |
| 53 | 松戸市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書 | （社福）松戸市社会福祉協議会 |
| 54 | 災害時における物的資源等の協力に関する協定 | （公社）松戸青年会議所 |
| 55 | 災害時等における大型土のうの設置等に関する協定 | （株）クマガイ工業 |
| 56 | 広告付避難場所等電柱看板に関する協定 | 東電タウンプランニング（株） |
| 57 | 災害時における避難所等の提供に関する協定書 | 千葉県立松戸高等学校 他市内県立高等学校6校 |
| 58 | 〃 | 学校法人 専修大学松戸高等学校 |
| 59 | 〃 | 日本大学松戸歯学部 |
| 60 | 〃 | （公財） ニッセイ聖隷健康福祉財団 |
| 61 | 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書 | （一社）日本福祉用具供給協会 |
| 62 | 災害時における物資の調達及び供給に関する協定 | （株）セブンイレブン ・ジャパン |
| 63 | 災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定 | （株）総合サービス |
| 64 | 災害に係る情報発信等に関する協定 | ヤフー（株） |
| 65 | 災害時における物資集配拠点の運営等に関する協定書 | いちごマルシェ（株） 他1社 |
| 66 | 災害時における助産師による支援活動協力に関する協定書 | （一社）千葉県助産師会 |

2 AED（自動体外式除細動器）の概要

AED（自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator））は、心停止時に機器が自動的に心電図の解析を行い、必要に応じて心臓に電気ショックを与え、心臓のポンプ機能を正常な状態に戻す医療機器であり、早期使用により、救命に大きな効果が期待できるとされている。

平成16年7月1日付厚生労働省通知により一般市民などの非医療従事者にAEDの使用が認められたことから、医療機関の他、学校、駅、商業施設等で急速に普及している。本市においても市内の公共施設や交通機関などでも設置が進んでいるところであり、本市の有する施設（市有施設）に設置しているAEDは175台となっている。

なお、地方自治体におけるAEDの設置については、条例において設置を義務付けている自治体もあるが（※）、おおむね、設置者の任意によって行われているのが現状である。

※横浜市は「横浜市救急条例」（平成21年4月1日施行）を制定。

一定規模以上の飲食店、百貨店、ホテル病院等不特定多数の者が出入りする施設や駅舎等にAEDの設置を義務付け（第6条第1項）

(1) 市有施設におけるAEDの設置状況

AEDの部局別の設置状況は、表2-(1)-1のとおりである。

表2-(1)-1（部局別設置台数）

| | 設置施設数（施設） | 設置台数（台） |
|------------|-----------|---------|
| 総務部 | 1 | 2 |
| 総合政策部 | 0 | 0 |
| 財務部 | 1 | 1 |
| 市民部 | 28 | 28 |
| 経済振興部 | 1 | 1 |
| 環境部 | 3 | 7 |
| 健康福祉部 | 2 | 4 |
| 福祉長寿部 | 4 | 4 |
| 子ども部 | 18 | 18 |
| 街づくり部 | 2 | 2 |
| 建設部 | 0 | 0 |
| 生涯学習部 | 12 | 13 |
| 学校教育部 | 66 | 67 |
| 市議会事務局 | 0 | 0 |
| 選挙管理委員会事務局 | 0 | 0 |
| 農業委員会事務局 | 0 | 0 |
| 消防局 | 4 | 4 |
| 水道事業 | 0 | 0 |
| 病院事業 | 4 | 24 |
| 合計 | 146 | 175 |

また、施設種別の設置台数は、表 2-(1)-2 のとおりである。

表 2-(1)-2 (施設種別設置台数)

| | 設置施設数 (施設) | 設置台数 (台) | 施設の内訳 |
|---------------|---------------|-------------|-------------------------------|
| 行政施設 | 13 | 14 | 本庁、支所、消防署等 |
| 保健医療福祉施設 | 10 | 32 | 病院、保健福祉センター、 高齢者施設等 |
| 子育て支援施設 | 18 | 18 | 保育所 |
| 学校教育施設 | 67 | 68 | 小学校、中学校、高等学校等 |
| スポーツ施設 | 7 | 12 | 運動公園、スポーツセンター等 |
| 文化・教養施設 | 27 | 27 | 市民センター、文化会館、 市民会館、図書館、博物館等 |
| 観光・レクリエーション施設 | 2 | 2 | 21世紀の森と広場、 ユーカーリ交通公園 |
| その他 | 2 | 2 | 新松戸未来館、 常盤平安全安心ステーション |
| 合計 | 146 | 175 | |

施設種別では、学校教育施設が 67 施設 (68 台) と最も多く、次に多い保健医療福祉施設 10 施設 (32 台) と合わせると全台数の 5 割を占めている。

施設における設置形態については、表 2-(1)-3 及び図 2-(1)-1 のとおりである。

表 2-(1)-3 (設置形態)

| | 台数 (台) | 比率 (%) |
|-----|--------|--------|
| 購入 | 21 | 12.0 |
| リース | 129 | 73.7 |
| 寄贈 | 8 | 4.6 |
| その他 | 17 | 9.7 |
| 合計 | 175 | 100.0 |

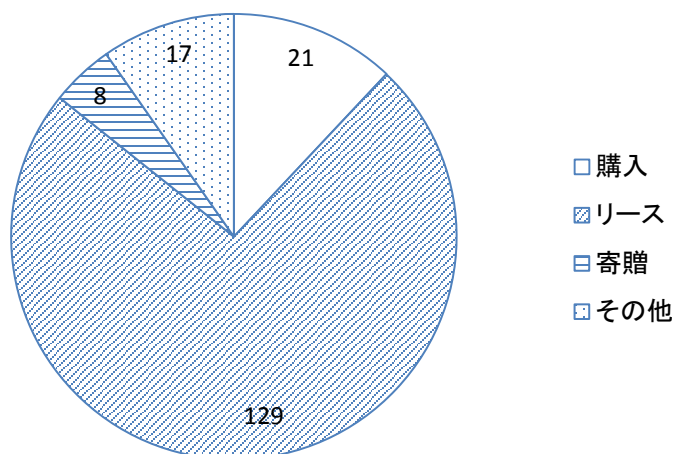


図2-(1)-1

設置形態については、リース（賃貸借契約）が129台と最も多い。
 その他については、AED設置を行政財産目的外使用許可（自動販売機等）の条件としたことによるもの等である。

各施設における設置場所については、表2-(1)-4及び図2-(1)-2のとおりである。

表2-(1)-4（設置場所）

| | 小中高等学校（台） | 保育所（台） | その他の施設（台） | 小計 | 比率（％） |
|------|-----------|--------|-----------|-----|-------|
| 入口付近 | 16 | 0 | 32 | 48 | 27.4 |
| 事務室 | 34 | 18 | 21 | 73 | 41.7 |
| 保健室 | 16 | 0 | 0 | 16 | 9.2 |
| その他 | 1 | 0 | 37 | 38 | 21.7 |
| 合計 | 67 | 18 | 90 | 175 | 100.0 |

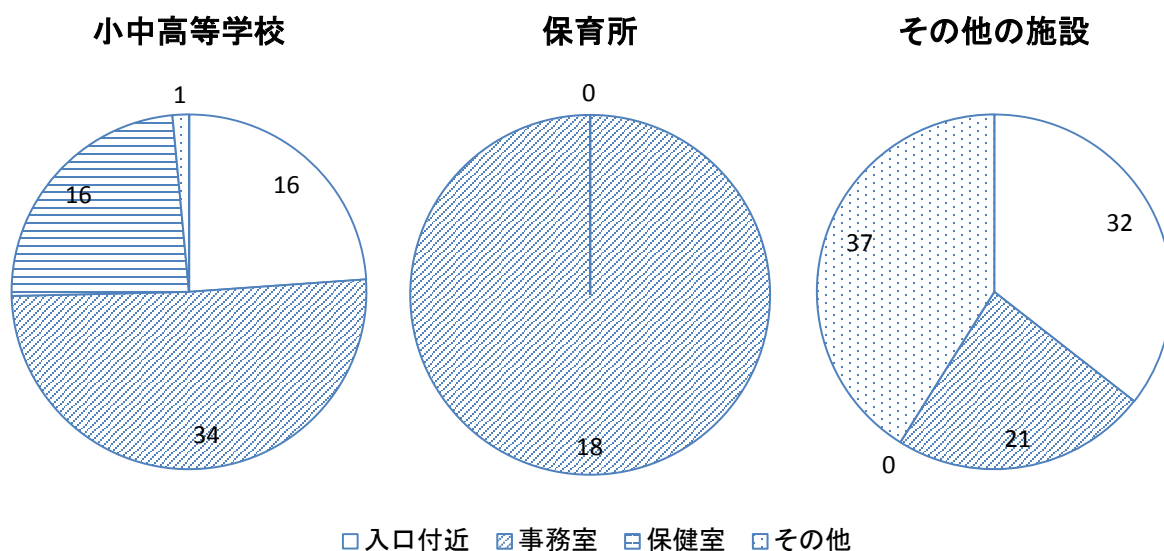
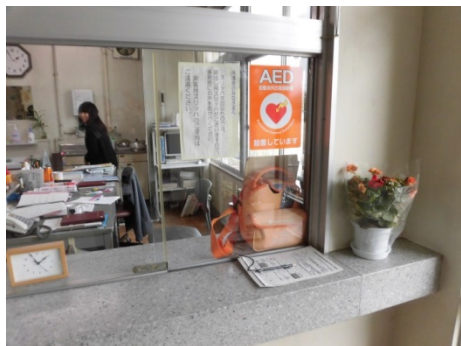


図2-(1)-2

設置場所については学校、保育所では事務室が多く、学校では5割、保育所では全所となっている。その他の施設ではそのほかが最も多く、廊下や待合ホール等である。

<取り組み事例>

小学校事務室



保育所事務室



施設1階廊下



施設外部における設置の表示状況については、表 2-(1)-5 及び図 2-(1)-3 のとおりである。

表 2-(1)-5 (施設外部への表示状況)

| | 施設数 (施設) | 比率 (%) |
|-----------|----------|--------|
| 施設外部に表示あり | 132 | 90.4 |
| 施設外部に表示なし | 14 | 9.6 |
| 合計 | 146 | 100.0 |

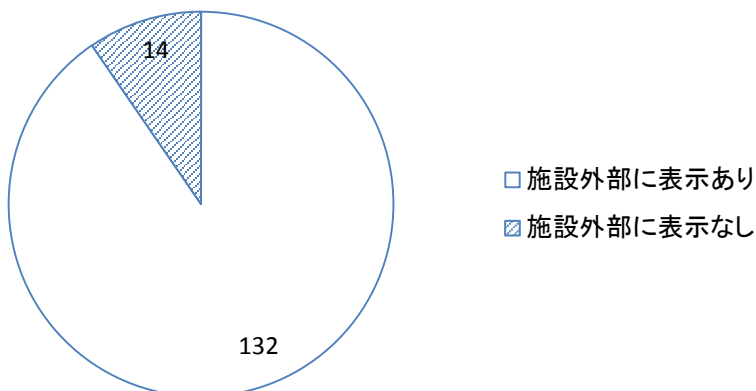


図 2-(1)-3

<取り組み事例>

入りロドアに表示



施設外フェンス等に表示



施設外フェンス等に表示



施設内部における設置の表示状況については、表 2-(1)-6 及び図 2-(1)-4 のとおりである。

表 2-(1)-6 (施設内部への表示状況)

| | 施設数 (施設) | 比率 (%) |
|----------|----------|--------|
| 施設内に表示あり | 123 | 84.2 |
| 施設内に表示なし | 23 | 15.8 |
| 合計 | 146 | 100.0 |

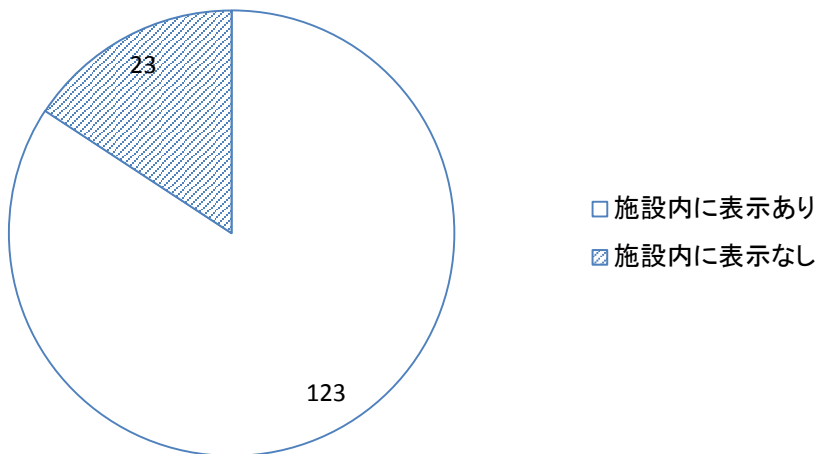


図 2-(1)-4

<取り組み事例>

各部屋の壁にAEDの場所を表示



各部屋の入り口にAEDの場所を表示



(2) AEDの管理状況

AEDの電極パッドやバッテリーは、製造業者により使用期限が設定されていることから、救命救急時においてAEDを正常に作動させるためには、これらの消耗品を日頃から適切に交換しておくことが必要である。

AED本体の耐用期間について

AED本体については機種により6年から8年の耐用期間が定められている。

表 2-(2)-1 (耐用期間)

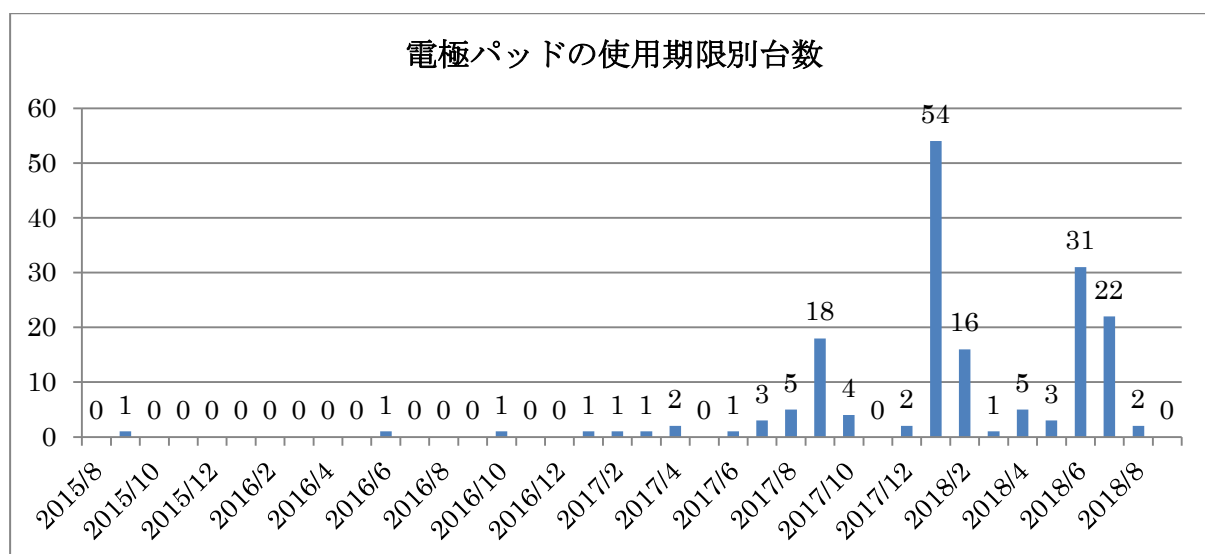
| | 耐用期間 8年 (台) | 耐用期間 7年 (台) | 耐用期間 6年 (台) | 合計 |
|---------------|----------------|----------------|----------------|-----|
| 耐用期間内であったもの | 6 | 8 | 154 | 168 |
| 耐用期間を超過していたもの | 2 | 5 | 0 | 7 |
| 合計 | 8 | 13 | 154 | 175 |

電極パッドの交換について

電極パッドの使用期限は、おおむね2年間から3年間となっている。

表 2-(2)-2 (電極パッド使用期限)

| | 台数 (台) | 比率 (%) |
|---------------|--------|--------|
| 使用期限内であったもの | 173 | 98.9 |
| 使用期限を超過していたもの | 2 | 1.1 |
| 合計 | 175 | 100.0 |

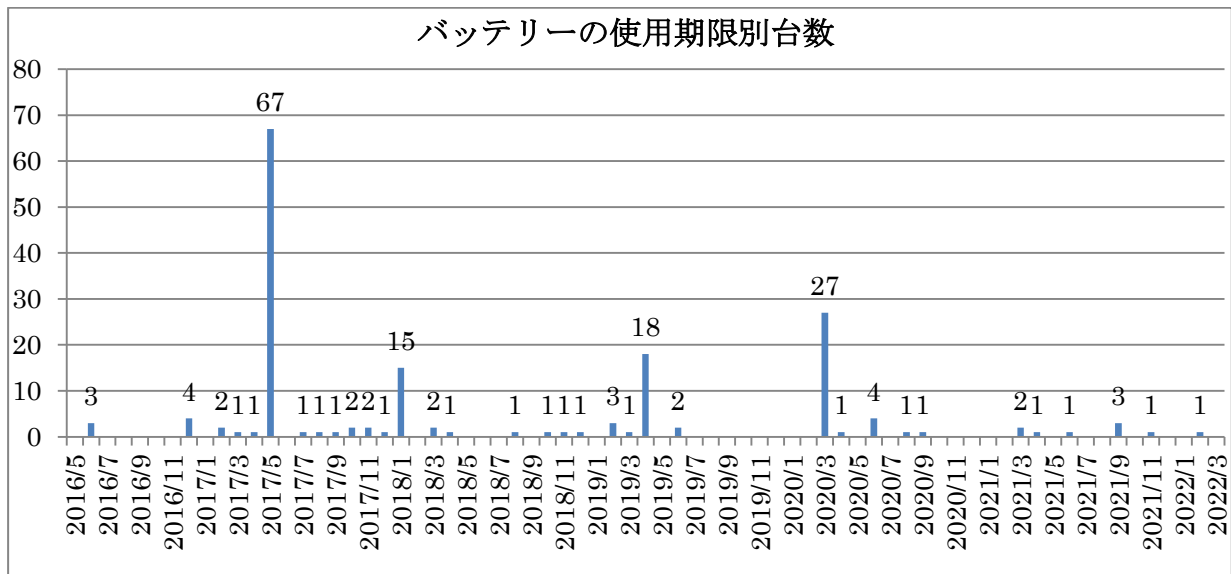


バッテリーの交換について

バッテリーは使用期限が2年から5年のものがある。

表 2-(2)-3 (バッテリー使用期限)

| | 台数 (台) | 比率 (%) |
|---------------|--------|--------|
| 使用期限内であったもの | 172 | 98.3 |
| 使用期限を超過していたもの | 3 | 1.7 |
| 合計 | 175 | 100.0 |



電極パッド及びバッテリーの交換方法について

消耗品の交換は、備品対応、メーカーの技術者が来て交換していく、リース会社から送付されたものを職員が交換するなどがあり、表 2-(2)-4 及び図 2-(2)-1 のとおりである。

表 2-(2)-4 (交換方法)

| | 台数 (台) | 比率 (%) |
|-------------------------|--------|--------|
| 消耗品を購入し職員が交換する | 29 | 16.6 |
| リース会社から送付された消耗品を職員が交換する | 13 | 7.4 |
| リース会社が消耗品を持参し、交換する | 125 | 71.4 |
| その他 | 8 | 4.6 |
| 合計 | 175 | 100.0 |

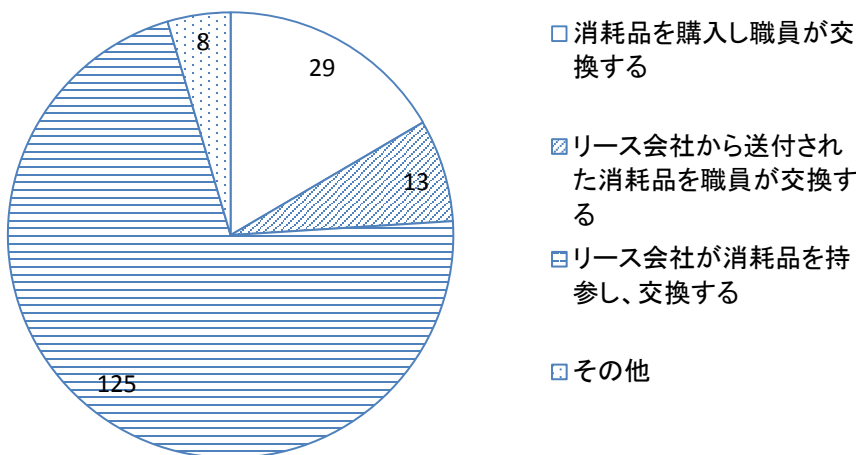


図 2-(2)-1

(3) 日常点検

AEDは、毎日自動で使用できる状態にあるかセルフテスト（バッテリーパック、除細動パッド、内部電子回路が正常であるかどうか）をしており、その結果がステータスインジケータに表示されている（正常の場合はインジケータが緑色、砂時計マークが点滅等、異常の場合はインジケータが赤色、砂時計マークが点滅しない等）。

また、平成21年4月16日付厚生労働省通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」により、日常点検について次のように示されている。

1 点検担当者の配置について

AEDの設置者は、「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施

2 点検担当者の役割等について

(1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプ表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認すること

(2) 表示ラベルによる消耗品の管理

消耗品（電極パッド及びバッテリー）の交換時期を表示ラベルにより確認し、適切に交換すること

(3) 消耗品交換時の対応

消耗品の交換を実施する際には、新たな消耗品に添付された新しい表示ラベル等を使用して、次回の交換時期などを記載し、AEDに取り付けること

表 2-(3)-1（点検担当者の配置）

| | 台数（台） | 比率（%） |
|---------|-------|-------|
| 配置している | 134 | 76.6 |
| 配置していない | 41 | 23.4 |
| 合計 | 175 | 100.1 |

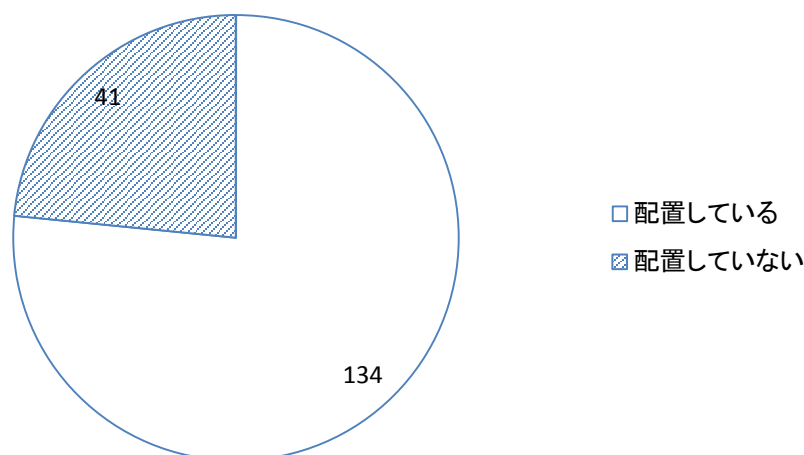


図 2-(3)-1

日常点検（AED本体のインジケータランプの目視）の状況については、表 2-(3)-2 及び図 2-(3)-2 のとおりである。AED175 台のうち、点検を実施しているのは、計 162 台で、13 台については実施していなかった。

表 2-(3)-2（日常点検）

| | 台数（台） | 比率（％） |
|--------------|-------|-------|
| 毎日点検している | 98 | 56.0 |
| 週に1回点検している | 14 | 8.0 |
| 2週に1回点検している | 5 | 2.9 |
| 月に1回点検している | 30 | 17.1 |
| 数か月に1回点検している | 15 | 8.6 |
| 小計 | 162 | 92.6 |
| 点検していない | 13 | 7.4 |
| 合計 | 175 | 100.0 |

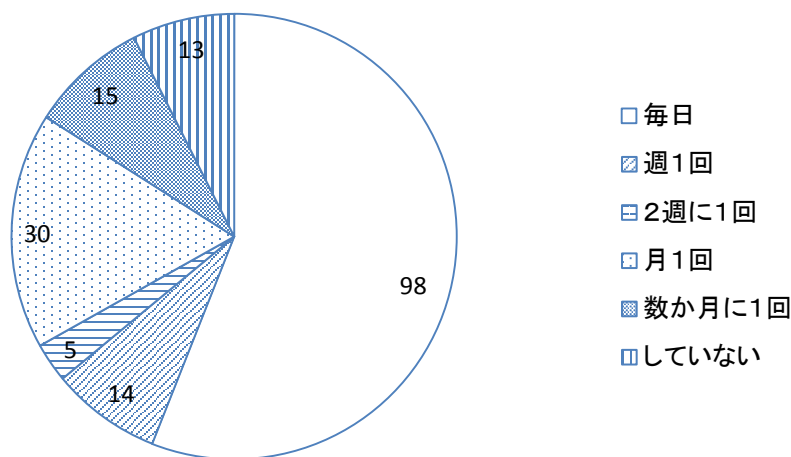
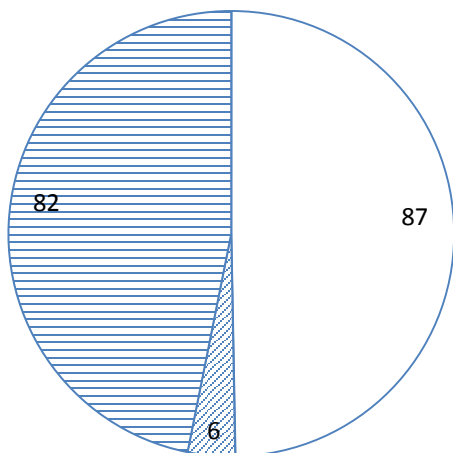


図2-(3)-2

日常点検を実施しているもののうち、点検記録の状況については、表 2-(3)-3 及び図 2-(3)-3 のとおりである。

表 2-(3)-3（点検記録）

| | 台数（台） | 比率（％） |
|-------------------|-------|-------|
| 点検記録をつけている | 87 | 49.7 |
| カレンダーに○をつけて点検している | 6 | 3.4 |
| 点検記録をつけていない | 82 | 46.9 |
| 合計 | 175 | 100.0 |



- 点検記録をつけている
- カレンダーに○をつけて記録している
- 点検記録をつけていない

図2-(3)-3

点検記録をつけているものが93台と最も多かった。点検記録については、AEDの点検記録専用の表に記録しているもの、業務日誌に記録しているもの、カレンダーに記録しているものがあった。

<取り組み事例>

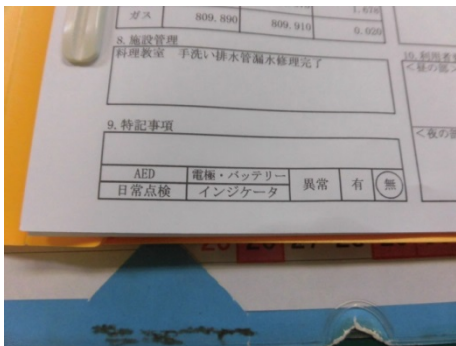
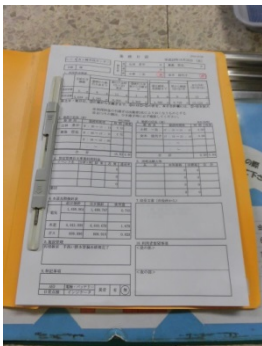
日常点検簿



カレンダーに点検記録



業務日誌兼日常点検簿



(4) 設置場所の情報提供

AEDの設置情報は、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時に迅速に使用するために重要である。

本市では、公共施設、民間事業所等を対象に設置を促進し「救急救命ステーション」と名付けて「救急救命ネットワーク」づくりを行っている。

AEDを配置している施設管理者等は、その旨を消防局に報告し「救急救命ステーション」に登録する。登録された情報は、松戸市ホームページ「市内施設マップ」の「AED設置場所」(図2-(4)-1)で確認できるとともに、AED設置場所の入口等には「救急救命ステーションロゴマーク」(図2-(4)-2)のステッカーが貼ってある。登録状況については表2-(4)-1のとおりである。

市ホームページ「市内施設マップ」の「AED設置場所」

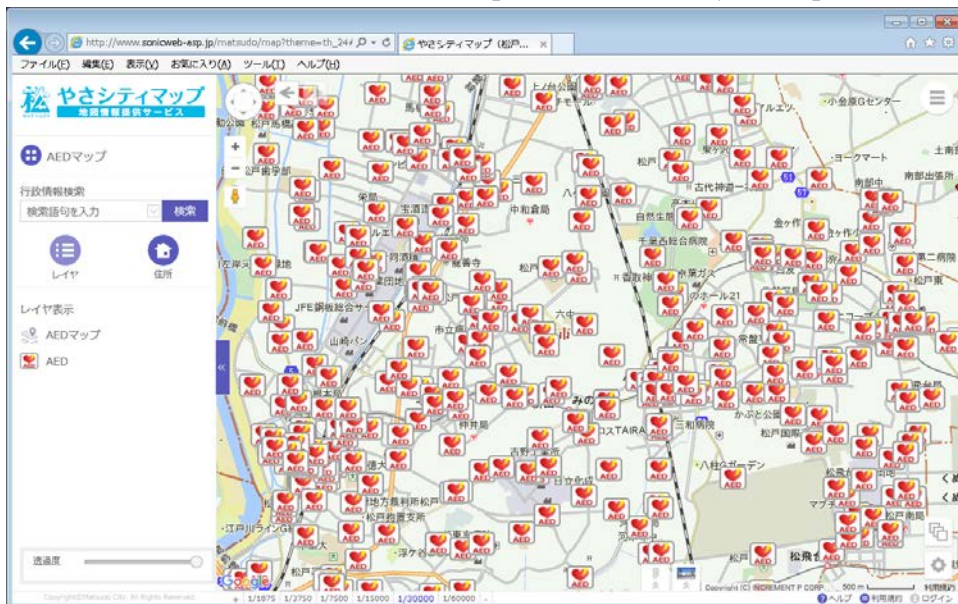


図 2-(4)-1

救急救命ステーションロゴマーク



図 2-(4)-2

表 2-(4)-1 (「救急救命ステーション」登録状況 平成 28 年 6 月 30 日現在)

| | 施設数(施設) | 台数(台) |
|-------------------------|---------|-------|
| 公的事業所 | 79 | 109 |
| 学校等 | 102 | 117 |
| 民間事業所等(救急救命ネットワーク賛同事業所) | 233 | 250 |

また、AED設置登録情報の有効活用等について、厚生労働省から通知が出ている。

「自動体外式除細動器(AED)設置登録情報の有効活用等について」
(平成 27 年 8 月 25 日付厚生労働省通知)

概要

- 1 日本救急医療財団(以下、財団)へのAED設置登録情報の提供の申請等について
- 2 日本救急医療財団全国AEDマップを用いた住民への情報提供について
- 3 財団に既に登録されているAED設置登録情報の更新の推進について
- 4 財団にAED設置登録情報を未登録の設置者に対する登録の呼びかけについて
- 5 AEDを有効に使用するための表示に係る必要な整備について

(5) 操作方法の研修

AEDの使用講習についての受講状況は表 2-(5)-1 から 2-(5)-3 及び図 2-(5)-1 から 2-(5)-3 のとおりである。

表 2-(5)-1 (施設管理者の受講状況)

| | 台数(台) | 比率(%) |
|---------|-------|-------|
| 受講している | 159 | 90.9 |
| 受講していない | 16 | 9.1 |
| 合計 | 175 | 100.0 |

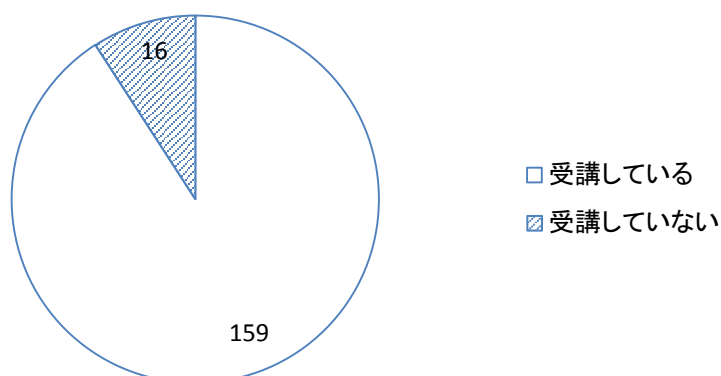


図 2-(5)-1

表 2-(5)-2 (点検担当者の受講状況)

| | 台数 (台) | 比率 (%) |
|-----------------|--------|--------|
| 全員受講している | 107 | 79.9 |
| 半数以上の職員が受講している | 15 | 11.2 |
| 半数以上の職員が受講していない | 3 | 2.2 |
| 全員受講していない | 9 | 6.7 |
| 合計 | 134 | 100.0 |

※点検担当者を配置していない 41 台を除く

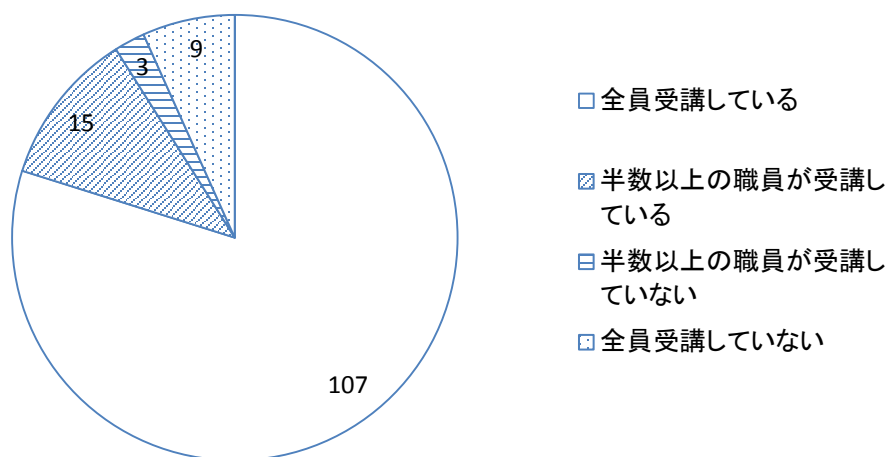


図 2-(5)-2

表 2-(5)-3 (その他の職員の受講状況)

| | 台数 (台) | 比率 (%) |
|-----------------|--------|--------|
| 全員受講している | 84 | 59.2 |
| 半数以上の職員が受講している | 31 | 21.8 |
| 半数以上の職員が受講していない | 25 | 17.6 |
| 全員受講していない | 2 | 1.4 |
| 合計 | 142 | 100.0 |

※該当する職員がいない 33 台を除く

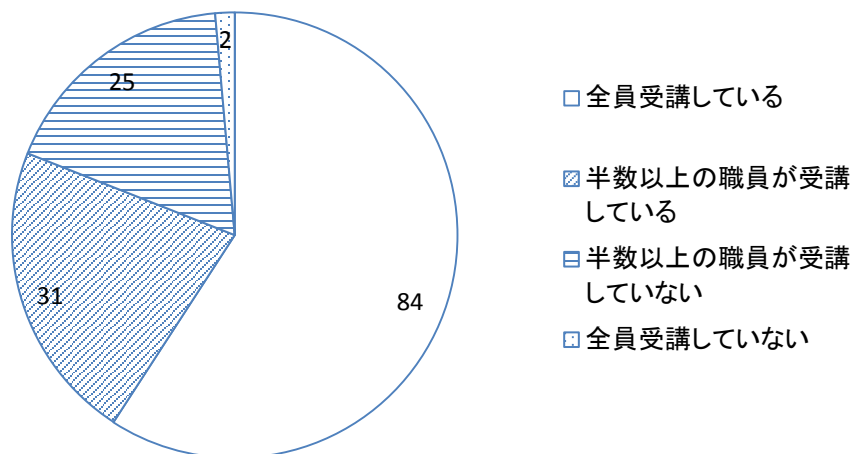
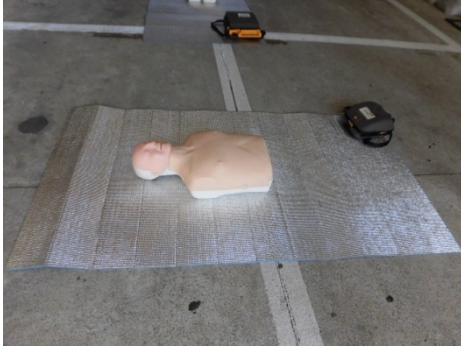


図 2-(5)-3

施設管理者については「受講している」が9割を超えている。点検担当者及びその他の職員については「半数以上受講している」が8割を超えているが、施設の職員（施設管理者、点検担当者、その他の職員）いずれも受講していない施設が4施設であった。

講習用AED及び人形



AED講習の様子



AEDが必要なときに迅速に使用できるようにするため、AED講習の様子を動画で撮影したものをパソコンのデスクトップに保存し、いつでも確認できるようにしている施設があった。

なお、「応急手当協力事業所認定制度実施要領（松戸市消防局）」にて、従業員の20%以上が普通救命講習を受講するなど、所定の要件を満たす優良事業所には優良証を交付している。

(6) その他

市内におけるAEDの使用実績について

全国的に一般市民がAEDを使用し、除細動（電気ショック）を実施した傷病者数は増加しており、本市においても増加している。使用状況については、表2-(6)-1のとおりである。

表2-(6)-1（一般市民によるAEDの使用状況）

| | | 平成27年 | 平成26年 | 平成25年 |
|--------------------------|-----|---------|---------|---------|
| 一般市民が心肺蘇生を実施した件数(A) | 全国 | 13,672人 | 13,679人 | 13,015人 |
| | 松戸市 | 44人 | 39人 | 32人 |
| (A)のうち一般市民が除細動を実施した件数(B) | 全国 | 1,103人 | 1,030人 | 907人 |
| | 松戸市 | 6人 | 8人 | 6人 |
| (B)のうち1か月後社会復帰者数 | 全国 | 508人 | 446人 | 388人 |
| | 松戸市 | 5人 | 1人 | 2人 |

総務省消防庁「平成28年版 救急・救助の現況」（平成28年12月20日）

貸出しについて

消防局では平成 25 年 11 月 25 日から、松戸市民が参加するイベント等の会場に A E D の貸出しを実施している。

消防局による A E D の貸出しについて（松戸市消防局ホームページから）

貸出し要件

- (1) 営利を目的としないイベント等であること。
- (2) 松戸市民が 10 名以上参加するイベント等であること。
- (3) 貸出しは、対象イベント等を主催する団体等へ貸出しすること。

申請方法

貸出しを受けようとする 5 日前までに下記配置先まで申し込む。

配置先

- 第一方面本部（中央消防署内）1 台
- 第二方面本部（小金消防署内）1 台
- 第三方面本部（五香消防署内）1 台

第8 監査の結果

監査の結果、本市の防災備蓄倉庫及びAED（自動体外式除細動器）の管理状況については、法令等に基づきおおむね適正に執行されていると認められるが、一部の事項については是正、改善または検討を要するものが見受けられた。

1 防災備蓄倉庫の管理状況について

(1) 施設の管理について

ア 設置場所は適切か。

備蓄品の搬出に影響がなく、避難所となる体育館等への導線が確保された場所に設置されており、指摘事項、要望・検討事項となるものはなかった。

イ 鍵の管理は適切か。

| 指摘事項、要望・検討事項 | 所管課 |
|---|-------|
| (指摘事項) 鍵の所在が一部把握されていなかった。 定期的に確認するなど、鍵の所在を把握されたい。 | 危機管理課 |

(2) 備蓄品の管理及び保管について

ア 備蓄・調達計画を定めているか。

「松戸市地域防災計画」において、平成32年を達成期限として、備蓄の対象人口61,218人（プレート境界の地震の発生1日後の収容避難者数、冬季18時の地震発生の場合）を基準とし、1日分の食料（183,654食）・生活必需品を流通備蓄を含めて確保すると定めており、指摘事項、要望・検討事項となるものはなかった。

イ 備蓄品の機能、品質は確保されているか。

| 指摘事項、要望・検討事項 | 所管課 |
|--|-------|
| (指摘事項) 備蓄品の使用期限・消費期限が一部過ぎていた。 備蓄品の棚卸しを行うなど、使用期限等の定期的な点検を実施し、期限が過ぎたものについては適切な時期に更新されたい。 | 危機管理課 |

| 指摘事項、要望・検討事項 | 所管課（施設） |
|---|---------|
| <p>（指摘事項）</p> <p>カセットコンロ及びガス発電機用のガスボンベが一部備蓄倉庫に保管されていた。</p> <p>高温となる倉庫内に保管することは事故につながるおそれがあるため、適正な場所に保管管理されたい。</p> | 危機管理課 |
| <p>（指摘事項）</p> <p>避難所開設キットが一部未開封であった。</p> <p>安全な避難所を迅速に開設・運営するために配備されているものであることから、速やかに使用できるよう適正に管理されたい。</p> | 危機管理課 |
| <p>（要望・検討事項）</p> <p>備蓄倉庫に損傷部分があるものがあつた。</p> <p>倉庫は、災害対策活動を迅速かつ円滑に実施するために必要な資機材・生活必需品等を配置しているものであることから、修繕等について検討するよう要望する。</p> | 危機管理課 |
| <p>（要望・検討事項）</p> <p>備蓄倉庫内が雑然としており、砂埃が山積しているものがあつた。</p> <p>倉庫には、食料や衛生用品等も保管されていることから、品質管理面を考慮し、定期的に清掃を行うよう要望する。</p> | 危機管理課 |
| <p>（要望・検討事項）</p> <p>災害時当初から必要となる懐中電灯がすぐ使える状態でなかった。</p> <p>災害発生時に停電した場合、暗い状態でも迅速に対応できるように、直ぐに点灯する懐中電灯等を倉庫入口付近に設置することを要望する。</p> | 危機管理課 |

ウ 数量管理は適切に行われているか。

| 指摘事項、要望・検討事項 | 所管課 |
|--|--------------|
| <p>(要望・検討事項) 備蓄品リストと一致しないものがあつた。 出入庫の際の数量確認や定期的な備蓄品の 棚卸しを実施するなど、適切な管理を行うよ う要望する。</p> | <p>危機管理課</p> |

(3) 設置場所などの情報発信について

ア 市民への備蓄等に対する周知は十分図られているか。

| 指摘事項、要望・検討事項 | 所管課 |
|--|--------------|
| <p>(要望・検討事項) 市ホームページに公開している「松戸市防 災倉庫一覧」が最新のものでなかつた。 災害の発生に備え、平時より備蓄状況等に ついて周知を図ることは重要である。 最新の情報を提供するよう要望する。</p> | <p>危機管理課</p> |
| <p>(要望・検討事項) コンテナ型分散備蓄倉庫の壁面表示が見え なくなっているものがあつた。 修繕等について検討するよう要望する。</p> | <p>危機管理課</p> |

2 AED（自動体外式除細動器）の管理状況について

(1) 日常点検等について

ア 日常点検が適切に実施されているか。

| 指摘事項、要望・検討事項 | 所管課（施設） |
|--|---|
| <p>（要望・検討事項）</p> <p>日常点検（AED本体のインジケータランプの目視）を毎日実施していなかった。</p> <p>常時適切な状態で使用するには日常的な確認が重要であることから、今後は適切な日常点検を実施するとともに点検記録を付けるよう要望する。</p> | <p>市民自治課（稔台市民センター）</p> <p>市民安全課（ユウカリ交通公園、常盤平安全安心ステーション）</p> <p>小金支所（小金支所、小金北市民センター）</p> <p>小金原支所（小金原支所、小金原市民センター）</p> <p>六実支所（六実支所）</p> <p>矢切支所（矢切支所）</p> <p>東部支所（東部支所）</p> <p>クリーンセンター（クリーンセンター体育室1階、クリーンセンター体育室2階）</p> <p>東部クリーンセンター（東部スポーツパーク）</p> <p>和名ケ谷クリーンセンター（和名ケ谷スポーツセンター1階温水プール監視室、和名ケ谷スポーツセンター2階事務所内応接室、和名ケ谷スポーツセンター2階階段下、和名ケ谷スポーツセンター3階ラウンジ自動販売機横）</p> <p>健康推進課（中央保健福祉センター1階、中央保健福祉センター2階）</p> <p>スポーツ課（松戸運動公園体育館、松戸運動公園武道館、小金原体育館、常盤平体育館、柿ノ木台公園体育館）</p> <p>生涯学習推進課（松戸市文化ホール、松戸青少年会館）</p> <p>図書館（図書館本館）</p> <p>博物館（博物館）</p> <p>保健体育課（中部小学校、東部小学校、北部小学校、南部小学校、矢切小学校、馬橋小学校、常盤平第二小学校、稔台小学校、常盤平第三小学校、上本郷小学校、小金北小学校、栗ヶ沢小学校、松飛台小学校、松ヶ丘小学校、柿ノ木台小学校、古ヶ崎小学校、六実小学校、八ヶ崎小学校、梨香台小学校、河原塚小学校、和名ケ谷小学校、旭町小学校、牧野原小学校、馬橋北小学校、殿平賀小学校、横須賀小学校、八ヶ崎第二小学校、六実第二小学校、新松戸南小学校、松飛台第二小学校、幸谷小学校、新松戸西小学校、東松戸小学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校、小金中学校、常盤平中学校、栗ヶ沢中学校、六実中学校、古ヶ崎中学校、牧野原中学校、根木内中学校、新松戸南中学校、金ヶ作中学校、和名ケ谷中学校、旭町中学校、小金北中学校）</p> <p>（計 16 課・77 件）</p> |

| 指摘事項、要望・検討事項 | 所管課 |
|--|--|
| <p>(要望・検討事項)</p> <p>日常点検を実施していたが、点検結果を記録していなかった。</p> <p>点検記録を付けることで確認漏れを防ぐ効果が期待できることから、点検記録を付けるよう要望する。</p> | <p>小金支所（小金市民センター）</p> <p>新松戸支所（新松戸未来館）</p> <p>高齢者支援課（常盤平老人福祉センター）</p> <p>健康福社会館（健康福社会館）</p> <p>保健体育課（相模台小学校、高木小学校、高木第二小学校、小金小学校、根木内小学校、寒風台小学校、貝の花小学校、上本郷第二小学校、大橋小学校、六実第三小学校、第一中学校、第六中学校、小金南中学校、河原塚中学校）</p> <p>（計 5 課・18 件）</p> |
| <p>(要望・検討事項)</p> <p>セルフテストの結果を示すインジケータが緑色（使用可能）となっていたが、点検簿に「無点灯」と記載していた。</p> <p>施設管理者は日常点検の必要性を認識するとともに、正しい点検方法について周知するよう要望する。</p> | <p>常盤平支所（常盤平市民センター、八柱市民センター）</p> <p>（計 1 課・2 件）</p> |

イ 消耗品の使用期限管理は適切に行われているか。

| 指摘事項、要望・検討事項 | 所管課 |
|---|--|
| <p>(指摘事項)</p> <p>バッテリーの使用期限が過ぎていた。</p> <p>使用期限が過ぎたものについては十分な除細動効果が得られないおそれがあることから、適正な維持管理に努められたい。</p> | <p>スポーツ課（松戸運動公園武道館、小金原体育館、常盤平体育館）</p> <p>（計 1 課・3 件）</p> |

| 指摘事項、要望・検討事項 | 所管課 |
|--|---|
| <p>(指摘事項)</p> <p>電極パッド（成人用）の使用期限が過ぎていた。</p> <p>使用期限が過ぎたものについては十分な除細動効果が得られないおそれがあることから、適正な維持管理に努められたい。</p> | <p>スポーツ課（松戸運動公園武道館）</p> <p>博物館（博物館）</p> <p>（計 2 課・2 件）</p> |
| <p>(要望・検討事項)</p> <p>本体の耐用期間を超えて使用していた。</p> <p>耐用期間は安全使用に耐えられなくなるまでの期間であり、適切な保守点検等を行っても当初の性能を維持し続けるには限界があることから、機器の更新について検討するよう要望する。</p> | <p>市立病院管財課（松戸市立病院正面玄関、松戸市立病院横玄関）</p> <p>救急課（消防局正面玄関）</p> <p>スポーツ課（松戸運動公園武道館、小金原体育館、常盤平体育館）</p> <p>市民会館（市民会館）</p> <p>（計 4 課・7 件）</p> |

(2) 操作方法の研修について

ア 職員等に対する操作方法の習得が適切に行われているか。

| 指摘事項、要望・検討事項 | 所管課 |
|---|---|
| <p>(要望・検討事項)</p> <p>職員等に対する操作方法の習得が行われていなかった。</p> <p>AEDは音声や画面表示により、誰でも使用できる機器ではあるが、非常時には施設管理者等に迅速で的確な対応が求められることが想定される。</p> <p>定期的に操作研修を受講するなど、適切な知識・操作方法を習得するよう要望する。</p> | <p>市民安全課（ユーカーリ交通公園、常盤平安全安心ステーション）</p> <p>常盤平支所（常盤平支所）</p> <p>高齢者支援課（シニア交流センター）</p> <p>（計 3 課・4 件）</p> |

(3) 設置場所等の情報発信について

ア 設置場所の表示が適切に行われているか。

| 指摘事項、要望・検討事項 | 所管課 |
|--|--|
| <p>(要望・検討事項)</p> <p>AEDが設置してあることを建物外に表示していなかった。</p> <p>AEDを有効に活用し、救命の効果を高めるためには、その設置情報を積極的に発信することが重要である。</p> <p>施設周辺でAEDが必要となる可能性を考慮し、施設外部へ向けた表示を行うよう要望する。</p> | <p>財産活用課（本庁舎）</p> <p>小金支所（小金市民センター）</p> <p>クリーンセンター（クリーンセンター体育室1階、クリーンセンター体育室2階）</p> <p>地域福祉課（北山会館（斎場）、北山会館（市民会館））</p> <p>東松戸病院総務課（東松戸病院3号館2階、東松戸病院正面玄関、梨香苑）</p> <p>社会教育課（松戸市文化会館）</p> <p>スポーツ課（松戸運動公園体育館、松戸運動公園武道館、小金原体育館、常盤平体育館、柿ノ木台公園体育館）</p> <p>生涯学習推進課（松戸市文化ホール）</p> <p>保健体育課（第三中学校、常盤平中学校）</p> <p>（計9課18件）</p> |

イ 情報提供（関係機関への登録を含む。）が適切になされているか。

| 指摘事項、要望・検討事項 | 所管課 |
|---|--|
| <p>(要望・検討事項)</p> <p>AED設置施設であることを市ホームページで情報提供していなかった。</p> <p>AEDを有効に活用し、救命の効果を高めるためには、その設置情報を積極的に発信することが重要であることから、適切な情報提供を行うよう要望する。</p> | <p>市民安全課（ユーカーリ交通公園、常盤平安全安心ステーション）</p> <p>常盤平支所（常盤平支所）</p> <p>新松戸支所（新松戸未来館）</p> <p>商工振興課（勤労会館）</p> <p>健康福祉会館（健康福祉会館）</p> <p>東松戸病院総務課（東松戸病院3号館2階、東松戸病院正面玄関、梨香苑）</p> <p>生涯学習推進課（松戸市文化ホール）</p> <p>（計7課10件）</p> |

| 指摘事項、要望・検討事項 | 所管課 |
|--|-----|
| <p>(要望・検討事項)</p> <p>救急救命ネットワークのホームページに掲載していない救急救命ステーションがあった。</p> <p>AEDを有効に活用し、救命の効果を高めるためには、その設置情報を積極的に発信することが重要であることから、適切な情報提供を行うよう要望する。</p> | 救急課 |

(4) その他

ア 設置状況（設置場所等）は適切か。

事務室受付や保健室の校庭側窓等、緊急時に速やかに持ち出せる場所に設置されており、指摘事項、要望・検討事項となるものはなかった。

む す び

第8監査の結果において、着眼点ごとに個別の所見を述べてきたが、全体的な課題として、下記により意見を述べる。

1 防災備蓄倉庫の管理状況について

(1) 全小中学校への分散備蓄の配備について

「松戸市地域防災計画」において「市の備蓄」は、「備蓄の対象人口を61,218人（プレート境界の地震の発生1日後の収容避難者数、冬季18時の地震発生の場合）を基準とし、1日分の食料（183,654食）・生活必需品を流通備蓄を含めて確保する」としている。

この計画に基づき、市立小中学校1校当たり約800人の避難があると想定して、全小中学校への分散備蓄倉庫の設置を平成元年から進めているところであるが、平成28年6月末日現在の整備状況は、市立小学校45校のうち27校（整備率60.0%）、市立中学校20校のうち8校（整備率40.0%）であった。

地震調査研究推進本部（「地震防災対策特別措置法」に基づいて平成7年7月に設置）の発表によると、南海トラフで発生する地震の規模M8～9クラスの発生の可能性が、30年以内に70%程度となっていることから、大規模地震発生を想定した早急な対応が求められているところである。

分散備蓄倉庫が設置されていない小中学校においても未使用の昇降口、階段下、体育館、器具倉庫等に一部の備蓄が実施されているところではあるが、学校や町会・自治会と協議しながら、余裕教室の活用やその他の方策も検討し、一日でも早く分散備蓄の全校配備を完了されたい。

(2) 家庭内備蓄の普及啓発について

「松戸市地域防災計画」において「住民の備蓄」は、「災害発生後、3日間は自力でしのげるだけの飲料水、食料、生活必需品を家庭内で備蓄する」としている。また、国の「防災基本計画」（平成28年5月31日 中央防災会議決定）では、「第3節 国民の防災活動の促進」において、地方公共団体等が住民に対し普及啓発を図るものとして、『「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄』を挙げている。

家庭内備蓄の必要性については、松戸市総合防災訓練をはじめ、自主防災組織や町会・自治会に対してのパートナー講座や防災講演、「防災フェス2016」（平成28年3月19日開催）等の各種イベントにおいて、啓発しているところであるが、「松戸市総合計画後期基本計画進行管理のための市民意識調査」

(調査の期間 平成 27 年 8 月 17 日～9 月 10 日) の指標「災害に対して自ら対策を講じている人の割合」において、「水や食料の備蓄をしている人」が 51.7%、「非常持ち出し用品を確保している人」が 34.7%にとどまっている。

自助・共助・公助の基本理念にのっとり、現在の市の備蓄状況について、町会・自治会に丁寧に説明するとともに、「まつど防災ノート」や「災害時に命を守る一人一人の防災対策（政府広報オンライン）」を活用する等、家庭内備蓄の必要性について、市民に向けたさらなる普及啓発に努められたい。

2 AED（自動体外式除細動器）の管理状況について

(1) AED管理指針の策定について

消防庁は「平成 28 年版 救急・救助の現況」（平成 28 年 12 月 20 日公表）において、一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者数を、平成 25 年 13,015 人、平成 26 年 13,679 人、平成 27 年 13,672 人と公表している。

松戸市においては、平成 25 年 32 人、平成 26 年 39 人、平成 27 年 44 人で、そのうち一般市民が除細動を実施した傷病者数は平成 25 年 6 人、平成 26 年 8 人、平成 27 年 6 人となっている。

千葉県では県民に対する AED 及び心肺蘇生法の普及促進と自発的かつ積極的な心肺蘇生法等の実施できる環境づくりを目的に「千葉県 AED の使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」を制定した（公布日 平成 28 年 10 月 25 日、施行日 平成 29 年 4 月 1 日）。

これらを背景に、いざという時に十分な性能を発揮できないなどの重大な事態を防止するため、AED を設置している施設管理者等の日頃からの適切な管理の徹底等、責任ある対応が求められている。

現在、その日常点検や設置場所に関する情報提供（市のホームページへの掲載、AED を設置している建物内外への表示、日本救急医療財団全国 AED マップへの登録）、施設関係者に対する操作講習等は所管部局によりまちまちであることから、市有施設に設置している AED を効果的かつ効率的に活用できるよう AED 管理指針を策定されたい。なお、総合的に管理する組織体制の構築についても検討されたい。

(2) 緊急時に AED 設置場所まで誘導する位置案内の強化について

厚生労働省が公表した「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドライン」（平成 25 年 9 月 27 日厚生労働省公表 一般財団法人日本救急医療財団が策定）によると、「AED 設置が求められる施設」として、「心肺停止のリスクがあるイベントが行われる（心臓震盪のリスクがある球場、マラソンなどリスクの高いスポーツが行われる競技場など）」が挙げら

れている。

市有施設等のうち施設管理者等が常駐していない体育施設等において、破損や盗難の可能性が高い等の管理上の難しさから、AEDが設置されていなかった。

AEDが必要な時に迅速に使用できるようにするためには、市有施設の利用者や市民があらかじめ施設周辺のAED設置場所について把握しておくことが重要である。AEDを設置していない施設敷地内に、近くに設置されているAEDの場所や連絡先を記した看板を設置する等、救急現場に居合わせた施設利用者等をAED設置場所まで誘導する位置案内の強化について検討されたい。

< 資 料 >

- 資料 1 A E D設置施設一覧（平成 28 年 6 月 30 日現在）
- 資料 2 平成 16 年 7 月 1 日付 厚生労働省通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（A E D）の使用について」
- 資料 3 平成 21 年 4 月 16 日付 厚生労働省通知「自動体外式除細動器（A E D）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」
- 資料 4 平成 27 年 8 月 25 日付 厚生労働省通知「自動体外式除細動器（A E D）設置登録情報の有効活用等について」

A E D設置施設一覧（平成 28 年 6 月 30 日現在）

| 施設種別 | No | 施設名 | 台数 | 指定 管理 | 所管部局 | |
|-----------------|--------------|----------------|----|----------|-------|------|
| 行政施設 | 1 | 松戸市役所（本館2階） | 2 | | 総務部 | |
| | | 松戸市役所（新館1階） | | | 財務部 | |
| | 2 | 常盤平支所 | 1 | | 市民部 | |
| | 3 | 小金支所 | 1 | | | |
| | 4 | 小金原支所 | 1 | | | |
| | 5 | 六実支所 | 1 | | | |
| | 6 | 馬橋支所 | 1 | | | |
| | 7 | 新松戸支所 | 1 | | | |
| | 8 | 矢切支所 | 1 | | | |
| | 9 | 東部支所 | 1 | | | |
| | 10 | 消防局 | 1 | | 消防局 | |
| | 11 | 中央消防署 | 1 | | | |
| | 12 | 小金消防署 | 1 | | | |
| 13 | 五香消防署 | 1 | | | | |
| 保健医療 福祉施設 | 14 | 中央保健福祉センター（1階） | 2 | | 健康福祉部 | |
| | | 中央保健福祉センター（2階） | | | | |
| | 15 | 北山会館（斎場） | 2 | ○ | | |
| | | 北山会館（市民会館） | | ○ | | |
| | 16 | 総合福祉会館 | 1 | | 福祉長寿部 | |
| | 17 | シニア交流センター | 1 | | | |
| | 18 | 常盤平老人福祉センター | 1 | | | |
| | 19 | 健康福祉会館 | 1 | | | |
| | 20 | 松戸市営シルバー中金杉住宅 | 1 | | 街づくり部 | |
| | 21 | 松戸市立病院（正面玄関） | 20 | | | 病院事業 |
| | | 松戸市立病院（横玄関） | | | | |
| | | 松戸市立病院（1号館5階） | | | | |
| | | 松戸市立病院（1号館4階） | | | | |
| | | 松戸市立病院（1号館3階） | | | | |
| 松戸市立病院（1号館2階） | | | | | | |
| 松戸市立病院（1号館地下1階） | | | | | | |
| 松戸市立病院（2号館4階） | | | | | | |
| 松戸市立病院（2号館3階） | | | | | | |
| 松戸市立病院（2号館2階） | | | | | | |
| 松戸市立病院（2号館1階） | | | | | | |
| 松戸市立病院（2号館地下1階） | | | | | | |
| 松戸市立病院（3号館4階） | | | | | | |
| 松戸市立病院（3号館3階） | | | | | | |
| 松戸市立病院（3号館1階） | | | | | | |
| 松戸市立病院（4号館1階） | | | | | | |
| 松戸市立病院（4号館地下1階） | | | | | | |
| 松戸市立病院（2号館5階） | | | | | | |
| 松戸市立病院（3号館地下2階） | | | | | | |
| 松戸市立病院（5号館2階） | | | | | | |
| 22 | 東松戸病院（3号館2階） | 2 | | | | |
| | 東松戸病院（正面玄関） | | | | | |
| 23 | 介護老人保健施設梨香苑 | 1 | | | | |
| 子育て支 援施設 | 24 | 北松戸保育所 | 1 | | 子ども部 | |
| | 25 | 小金原保育所 | 1 | | | |
| | 26 | コアラ保育所 | 1 | | | |
| | 27 | 梨香台保育所 | 1 | | | |

| 施設種別 | No | 施設名 | 台数 | 指定管理 | 所管部局 |
|---------|---------|--------------|----|------|-------|
| 子育て支援施設 | 28 | 六実保育所 | 1 | | 子ども部 |
| | 29 | 牧の原保育所 | 1 | | |
| | 30 | 馬橋西保育所 | 1 | | |
| | 31 | 古ヶ崎保育所 | 1 | | |
| | 32 | 八柱保育所 | 1 | | |
| | 33 | 小金北保育所 | 1 | | |
| | 34 | 二十世紀ヶ丘保育所 | 1 | | |
| | 35 | 松ヶ丘保育所 | 1 | | |
| | 36 | 新松戸中央保育所 | 1 | | |
| | 37 | 松飛台保育所 | 1 | | |
| | 38 | 新松戸南部保育所 | 1 | | |
| | 39 | 新松戸北保育所 | 1 | | |
| | 40 | 古ヶ崎第二保育所 | 1 | | |
| | 41 | 古ヶ崎保育所分園 | 1 | | |
| 学校教育施設 | 42 | 松戸市立病院看護専門学校 | 1 | | 病院事業 |
| | 43 | 中部小学校 | 1 | | 学校教育部 |
| | 44 | 東部小学校 | 1 | | |
| | 45 | 北部小学校 | 1 | | |
| | 46 | 相模台小学校 | 1 | | |
| | 47 | 南部小学校 | 1 | | |
| | 48 | 矢切小学校 | 1 | | |
| | 49 | 高木小学校 | 1 | | |
| | 50 | 高木第二小学校 | 1 | | |
| | 51 | 馬橋小学校 | 1 | | |
| | 52 | 小金小学校 | 1 | | |
| | 53 | 常盤平第一小学校 | 1 | | |
| | 54 | 常盤平第二小学校 | 1 | | |
| | 55 | 稔台小学校 | 1 | | |
| | 56 | 常盤平第三小学校 | 1 | | |
| | 57 | 上本郷小学校 | 1 | | |
| | 58 | 小金北小学校 | 1 | | |
| | 59 | 根木内小学校 | 1 | | |
| | 60 | 栗ヶ沢小学校 | 1 | | |
| | 61 | 松飛台小学校 | 1 | | |
| | 62 | 松ヶ丘小学校 | 1 | | |
| | 63 | 柿ノ木台小学校 | 1 | | |
| | 64 | 古ヶ崎小学校 | 1 | | |
| | 65 | 六実小学校 | 1 | | |
| | 66 | 八ヶ崎小学校 | 1 | | |
| | 67 | 梨香台小学校 | 1 | | |
| 68 | 寒風台小学校 | 1 | | | |
| 69 | 河原塚小学校 | 1 | | | |
| 70 | 和名ヶ谷小学校 | 1 | | | |
| 71 | 旭町小学校 | 1 | | | |
| 72 | 牧野原小学校 | 1 | | | |
| 73 | 貝の花小学校 | 1 | | | |
| 74 | 金ヶ作小学校 | 1 | | | |
| 75 | 馬橋北小学校 | 1 | | | |
| 76 | 殿平賀小学校 | 1 | | | |

| 施設種別 | No | 施設名 | 台数 | 指定管理 | 所管部局 | |
|------------|-------------------|--------------------------------|----|------|-------|-------|
| 学校教育 施設 | 77 | 横須賀小学校 | 1 | | 学校教育部 | |
| | 78 | 八ヶ崎第二小学校 | 1 | | | |
| | 79 | 六実第二小学校 | 1 | | | |
| | 80 | 新松戸南小学校 | 1 | | | |
| | 81 | 松飛台第二小学校 | 1 | | | |
| | 82 | 上本郷第二小学校 | 1 | | | |
| | 83 | 大橋小学校 | 1 | | | |
| | 84 | 六実第三小学校 | 1 | | | |
| | 85 | 幸谷小学校 | 1 | | | |
| | 86 | 新松戸西小学校 | 1 | | | |
| | 87 | 東松戸小学校 | 1 | | | |
| | 88 | 第一中学校 | 1 | | | |
| | 89 | 第二中学校 | 1 | | | |
| | 90 | 第三中学校 | 1 | | | |
| | 91 | 第四中学校 | 1 | | | |
| | 92 | 第五中学校 | 1 | | | |
| | 93 | 第六中学校 | 1 | | | |
| | 94 | 小金中学校 | 1 | | | |
| | 95 | 常盤平中学校 | 1 | | | |
| | 96 | 栗ヶ沢中学校 | 1 | | | |
| | 97 | 六実中学校 | 1 | | | |
| | 98 | 小金南中学校 | 1 | | | |
| | 99 | 古ヶ崎中学校 | 1 | | | |
| | 100 | 牧野原中学校 | 1 | | | |
| | 101 | 河原塚中学校 | 1 | | | |
| | 102 | 根木内中学校 | 1 | | | |
| | 103 | 新松戸南中学校 | 1 | | | |
| | 104 | 金ヶ作中学校 | 1 | | | |
| 105 | 和名ヶ谷中学校 | 1 | | | | |
| 106 | 旭町中学校 | 1 | | | | |
| 107 | 小金北中学校 | 1 | | | | |
| 108 | 松戸市立松戸高等学校（職員玄関） | 2 | | 環境部 | | |
| | 松戸市立松戸高等学校（体育館1階） | | | | | |
| スポーツ 施設 | 109 | クリーンセンター（体育室1階） | 2 | | | |
| | | クリーンセンター（体育室2階） | | | | |
| | 110 | 東部スポーツパーク | 1 | | | |
| | 111 | 和名ヶ谷スポーツセンター （1階温水プール監視室） | 4 | | | |
| | | 和名ヶ谷スポーツセンター （2階事務所内応接室） | | | | |
| | | 和名ヶ谷スポーツセンター （2階階段下） | | | | |
| | | 和名ヶ谷スポーツセンター （3階ラウンジ自動販売機横） | | | | |
| | 112 | 松戸運動公園（体育館） | 2 | | ○ | 生涯学習部 |
| | | 松戸運動公園（武道館） | | | ○ | |
| | 113 | 小金原体育館 | 1 | | ○ | |
| 114 | 常盤平体育館 | 1 | ○ | | | |
| 115 | 柿ノ木台公園体育館 | 1 | ○ | | | |

| 施設種別 | No | 施設名 | 台数 | 指定管理 | 所管部局 |
|---------------|-------|---------------|-----|------|-------|
| 文化・教養施設 | 116 | 女性センター | 1 | | 総務部 |
| | 117 | 稔台市民センター | 1 | ○ | 市民部 |
| | 118 | 古ヶ崎市民センター | 1 | ○ | |
| | 119 | 明市民センター | 1 | ○ | |
| | 120 | 常盤平市民センター | 1 | ○ | |
| | 121 | 八柱市民センター | 1 | ○ | |
| | 122 | 小金市民センター | 1 | ○ | |
| | 123 | 小金北市民センター | 1 | ○ | |
| | 124 | 小金原市民センター | 1 | ○ | |
| | 125 | 六実市民センター | 1 | ○ | |
| | 126 | 五香市民センター | 1 | ○ | |
| | 127 | 松飛台市民センター | 1 | ○ | |
| | 128 | 馬橋東市民センター | 1 | ○ | |
| | 129 | 八ヶ崎市民センター | 1 | ○ | |
| | 130 | 新松戸市民センター | 1 | ○ | |
| | 131 | 馬橋市民センター | 1 | ○ | |
| | 132 | 二十世紀が丘市民センター | 1 | ○ | |
| | 133 | 東部市民センター | 1 | ○ | |
| | 134 | 勤労会館 | 1 | ○ | 経済振興部 |
| | 135 | 松戸市文化会館 | 1 | ○ | 生涯学習部 |
| | 136 | 松戸市民劇場 | 1 | ○ | |
| | 137 | 松戸市文化ホール | 1 | | |
| | 138 | 松戸青少年会館 | 1 | | |
| 139 | 図書館本館 | 1 | | | |
| 140 | 戸定歴史館 | 1 | | | |
| 141 | 博物館 | 1 | | | |
| 142 | 市民会館 | 1 | | | |
| 観光・レクリエーション施設 | 143 | ユーカリ交通公園 | 1 | | 市民部 |
| | 144 | 21世紀の森と広場 | 1 | | 街づくり部 |
| その他 | 145 | 常盤平安全安心ステーション | 1 | | 市民部 |
| | 146 | 新松戸未来館 | 1 | | |
| 合計 | | | 175 | 27 | |

(参考)

【改正後全文】

医政発第0701001号

平成16年7月1日

医政発0921第11号

平成24年9月21日

最終改正 医政発0927第10号

平成25年9月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について

救急医療、特に病院前救護の充実強化のための医師並びに看護師及び救急救命士（以下「有資格者」という。）以外の者による自動体外式除細動器（Automated External Defibrillators。以下「AED」という。）の使用に関しては、平成15年11月から、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用のあり方検討会」を開催し、救急蘇生の観点からみた非医療従事者によるAEDの使用条件のあり方等について検討してきたところ、このほど別添のとおり報告書（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

非医療従事者によるAEDの使用については、報告書を踏まえ取扱うものであるので、貴職におかれてはその内容について了知いただくとともに、当面、下記の点に留意いただき、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体に周知するとともに、特にAEDの使用に関し、職域や教育現場で実施される講習も含め、多様な実施主体により対象者の特性を踏まえた講習が実施される等により、AEDの使用に関する理解が国民各層に幅広く行き渡るよう取り組みいただくほか、非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中での的確に把握し、検証するよう努めていただくようお願いする。

記

1 AEDを用いた除細動の医行為該当性

心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者（以下「心停止者」という。）に対するAEDの使用については、医行為に該当するものであり、医師でない者が反復継続する意思をもって行えば、基本的には医師法（昭和23年法律第201号）第17条違反となるものであること。

2 非医療従事者によるAEDの使用について

救命の現場に居合わせた一般市民（報告書第3の3の（4）「講習対象者の活動領域等に応じた講習内容の創意工夫」にいう「業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されている者」に該当しな

い者をいうものとする。以下同じ。)がAEDを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条違反にはならないものと考えられること。

一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、平成15年9月12日構造改革特区推進本部の決定として示された、非医療従事者がAEDを用いても医師法違反とならないものとされるための4つの条件、すなわち、

- ① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること
- ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること
- ③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること
- ④ 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること

については、報告書第2に示す考え方に沿って、報告書第3の通り具体化されたものであり、これによるものとする。

3 一般市民を対象とした講習

AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。

講習の内容及び時間数については、別添1によることが適当であること。

なお、講習の実施に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるAEDの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。また、短時間で習得することのできる入門講習も積極的に活用すること。

4 業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象に実施される講習

報告書第3の3の(4)において、「非医療従事者のうち、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象に実施される講習」は、「その活動領域の特性や、実施の可能性の高さ、それまでの基本的心肺蘇生処置の習得状況などに応じた適切な内容を盛り込んだ講習を行うことが期待される」とされていることを踏まえて、その講習の内容について別添2の通りとすること。特に、救急対応の義務のある業務に従事する者に対する講習は、当該講習の内容を満たすものであること。

5 講師養成のための講習

報告書第3の3の(2)において、自動体外式除細動器の使用に関する講習の講師について、「地方公共団体の消防担当部局や公的な団体が実施する一定の講習プログラムを修了した非医療従事者が、一般市民を対象とした基本的心肺蘇生処置の指導員となり、これまでも講習のすそ野を広げることにも貢献している実績に鑑み、自動体外式除細動器の使用に関する教授法を含む指導教育プログラムを修了した者も講師として活用すべき」とされているほか、「公的な団体において、関係学会等の協力を得て、講師養成のための指導教育プログラムを作成し、その普及を図ることが適当である」とされていることを踏まえて、その講師養成のための講習の内容については、別添3の通りとすること。また、当該講習の内容を修了した者も講師として活用するものであること。

6 効果の検証

非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中で、的確に把握し、検証するよう努めるものとし、その際、「メディカルコントロール体制の充実強化について（平成15年3月26日付消防庁救急救助課長、厚生労働省医政局指導課長通知）」により、庁内関係部局間の連携を密に、事後検証体制の確立に引き続き努めること。

7 その他

- (1) 別添2及び3の講習の内容及びその実施について、基本的心肺蘇生処置及び自動体外式除細動器の使用に関し十分な知識・経験を有する医師による指導又は助言を適宜得ること。
- (2) 講習内容は、各講習の受講者が身につけるべき最低限の内容であるので、当該講習の内容について必要に応じて充実を図ることや、各団体等が実施している応急手当等の講習内容に組み入れることについては、差し支えないものであること。
- (3) 事後検証の結果等を踏まえて、講習の内容やあり方について、関係学会等の協力を得て、公的な団体で適宜見直していくものであること。

医政発第0416001号
薬食発第0416001号
平成21年4月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いします。

なお、別添1のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、AEDの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添2のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するAEDの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

記

1. AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているAEDの適切な管理等を徹底すること。
2. 貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
4. 各市町村及び関係団体との協力・連携の下、AEDの更なる普及のための啓発を行う際には、AEDの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。
5. 各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するAEDの使用に関する講習会において、AEDの適切な管理等の重要性についても伝えること。

(照会先)

医薬食品局安全対策課安全使用推進室

電 話：03-5253-1111（内線2751, 2758）

夜間直通：03-3595-2435

AEDの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いいたします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(参考) AED設置場所検索 (財団法人日本救急医療財団ホームページ) URL

<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

医政発 0825 第 7 号
平成 27 年 8 月 25 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成 16 年 7 月 1 日付医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知）により非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきた。

こうした中、AED の設置場所に関する情報等、一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）が把握した情報については、地方公共団体が情報提供を希望した場合、AED 設置者の連絡先等ホームページで公開されていない情報を含めて提供することを当省から財団に対して検討するようお願いしていたところであるが、今般、財団に設置された「AED 設置登録情報等に関する小委員会」において、別添のとおり「AED 設置登録情報の有効活用について（AED 設置登録情報等に関する小委員会報告書）」（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

貴職におかれては、この報告書の趣旨を踏まえ、AED が必要な場合に有効に使用され、地域の救命率が向上するような医療提供体制を整えていただくために、AED 設置登録情報の有効活用について、下記の対応をしていただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体に周知していただくようお願いする。

記

1 財団への AED 設置登録情報の提供の申請等について

財団に登録されている AED 設置登録情報のうち、すでに地方公共団体

への情報提供の承諾を AED 設置者から得ているものについては、今般、財団から地方公共団体に情報提供を行うこととなったので、必要に応じて財団に申請し、財団から提供を受けた AED 設置登録情報を用いて、独自に取り組まれている AED マップ等をさらに充実させ、地域の救命率が向上するような体制を整えていただきたいこと。

なお、具体的な申請方法については、別途「日本救急医療財団に登録されている自動体外式除細動器（AED）設置登録情報を地方自治体が活用するための手順書等について」（平成 27 年 8 月 25 日付医政地発第 0825 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）で衛生主管部長宛に情報提供するので、当該手順書によること。

また、AED 設置登録情報を利用する際には、ログイン名、パスワードの交付を受けることが必要となるところ、貴管下の市区町村等が AED 設置登録情報を利用する際には、必要となるログイン名、パスワードについては、貴都道府県において当該市区町村等に対し交付および管理をしていただきたいこと。

2 日本救急医療財団全国 AED マップを用いた住民への情報提供について

今般、財団において、これまで登録されている情報をもとに日本救急医療財団全国 AED マップを作成したので、現時点で AED マップを作成していない地方公共団体については、当該マップを地方公共団体のホームページにリンクをさせることなどにより、住民への情報提供に活用すること。（リンク作成の必要な手順は前項の手順書等に記載されていること。）

（参考）「日本救急医療財団全国 AED マップ」

URL : <https://www.qqzaidanmap.jp/>

3 財団に既に登録されている AED 設置登録情報の更新の推進について

AED 設置登録情報については、AED の具体的な設置場所、使用の可否に係る情報が重要であるため、財団においては設置者が登録すべき事項を増やすとともに、適時適切に情報更新が行われるよう従来の登録方式に代え AED 設置者が直接、財団に登録または更新をするよう改めるとともに、その登録情報の信頼度を明示することにした。

については、AED 設置登録情報が適時適切に更新され、その信頼度が向上されるよう、貴管下の AED 設置者に対し登録情報の更新について呼びかけること。（更新の手順は AED マップホームページからアクセス可。）

（参考）「自動体外式除細動器（AED）設置の皆様へ」

URL : <http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>

4 財団に AED 設置登録情報を未登録の設置者に対する登録の呼びかけについて

AED 設置登録情報については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成 21 年 4 月 16 日付医政発第 0416001 号薬食発第 0416001 号厚生労働省医政局長厚生労働省医薬食品局長連名通知）において、AED 設置者に対して財団に登録するよう、お願いしていたところである。

貴管下において、財団に AED 設置登録情報を登録していない AED 設置者がいる場合、当該設置者に対し財団への登録を呼びかけるなどの取組をすること。（新規登録の手順も AED マップホームページからアクセス可。）

（参考）「自動体外式除細動器（AED）設置の皆様へ」

URL：<http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>

5 AED を有効に使用するための表示に係る必要な整備について

（1）誘導表示の充実について

AED が必要な時に AED を設置している場所にたどり着けるよう、施設の入口においてはステッカーを表示すること、施設内では AED の設置場所まで誘導する案内表示を置くことなどの取組をすること。

（2）AED のマークについて

今般、AED 設置者が、財団作成の AED のマークを使用したい場合においては、財団のホームページから自由にダウンロードして使用できることとしたため、必要に応じて、AED 設置者への周知をすること。

なお、AED の販売業者や地方公共団体等が作成した独自の AED マークの使用を否定するものではないこと。

以上